

創業支援事業 補助金等支援制度のご案内

糸魚川市で新たに事業を始める予定の皆さん、事業承継の機会に新事業・新分野に進出した経営者の皆さんなどの新たなチャレンジの実現を支援するため、補助金等の支援を実施しています。

■ 創業支援事業 ※募集期間があります。

市内において新たに事業を営もうとする個人又は法人が、その事業を行う際に必要となる経費の一部を補助します。

対象者	・創業予定者、事業継承者、第二創業予定者で、 <u>特定創業支援等事業者の証明書の交付を受けた者【糸魚川創成塾2024基礎講座の修了で取得が可能です】</u>
業種	全ての業種（フランチャイズ契約、風営法対象除く）
補助対象 補助金額	① 事業所の新築・改装費 ② 広報費 ③ 機械設備等の購入費・賃貸借料 ※賃貸借料は1年間分 ※車両は除く ①～③の費用の合計の1/2 <u>上限50万円（広報費は上限5万円まで）</u> ※飲食業、サービス業、小売業のうち、糸魚川市立地適正化計画の都市機能誘導区域に事業所を設置する場合は、補助割合を2/3とします。業種については、事前にご確認ください。 注意：①～③は、市内に事業所を有する企業を請負先、調達先とすること。

（定義）

事業継承者…事業継承を予定しているもので、当該事業所に1年以上勤務している者（親族関係者を除く）

第二創業予定者…当該事業を引き継ぐ際に、業態転換又はこれまで営んでいた業種と異なる業種の事業を営む者

■ 糸魚川創成塾

起業・創業に必要な知識を集中的に学ぶ6日間の学習講座「糸魚川創成塾」を開催しています。「経営者としての心構え」から、「販路開拓」「財務」などの経営に必要な知識を専門家から体系的に学びます。



公式Facebook



公式Instagram



市HP

■ 事業承継マッチング支援「relay the local糸魚川市」

事業を譲りたい経営者と、事業を譲り受けたい候補者のマッチングを支援するウェブサイト運営しています。詳細はリンク先からご覧ください。

（relay the local 糸魚川市 : <https://relay.town/local/niigata/itoigawa>）



経営のノウハウがない、創業に係る事業計画の作成の仕方がわからない等でお悩みの皆さん、創業支援ネットワークがサポートします。（詳しくは裏面へ）

創業支援ネットワーク

糸魚川市では「創業支援等事業計画」を策定し、平成27年10月2日に国の認定を受けて、市内で創業を希望する方を支援しています。（平成30年12月26日、令和4年12月23日変更認定）

「いつかは起業したい」「手順が分からない」等、創業に関する疑問・課題について、商工会議所・商工会や金融機関と一緒に考え、創業後もフォローして事業の成功を見守ります。

創業支援ネットワークの相談窓口

創業前
創業準備
創業
創業後

ワンストップ相談窓口 個別相談	個別相談随時受付 専門家の派遣斡旋	糸魚川商工会議所 ☎025-552-1225 能生商工会 ☎025-566-2244 青海町商工会 ☎025-562-2352
創業セミナー	創業に役立つ知識講座	糸魚川商工会議所 ほか ㈱日本政策金融公庫高田支店 ☎025-524-2340
創業融資 個別相談	個別相談随時受付 資金調達のアドバイス 創業融資	㈱日本政策金融公庫高田支店 糸魚川信用組合本店 ☎025-552-9880 ㈱第四北越銀行糸魚川支店 ☎025-552-3911 ㈱大光銀行糸魚川支店 ☎025-552-0720
補助金制度	創業経費の補助	糸魚川市 ☎025-552-1511
フォローアップ	創業後の課題について 窓口相談・巡回相談	糸魚川商工会議所 能生商工会・青海町商工会

「特定創業支援等事業」（個別相談）を受けると、次のメリットがあります。

- ① 登録免許税の軽減
糸魚川市内で株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。
 - ・株式会社：資本金の0.7%→0.35%（最低税額15万円→7万5千円）
 - ・合同会社：資本金の0.7%→0.35%（最低税額6万円→3万円）
- ② 信用保証の拡充
創業関連保証の特例が、事業開始6か月前から利用対象になります。
- ③ 日本政策金融公庫の融資制度
・新規開業資金の貸付利率引き下げの対象として、同資金を利用することが可能になります。
- ④ 市補助金制度
市の「創業支援事業補助金」が申請可能となります。
(他の要件については、募集案内をご確認ください。)

「特定創業支援等事業者」となり、メリットを受ける方法は・・・

方法①：創業に必要な4つの知識（「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」）が身につく糸魚川創成塾（創業塾）を受講し、修了証書を取得してください。

（開催時期…2024年6月開講予定）

方法②：創業支援ネットワークの創業支援機関で、上記①と同等と認められる知識を1か月以上（個別相談4回以上）継続して学び、創業に必要な知識を習得してください。

上記①又は②で特定創業支援等事業を受けたことについて、糸魚川市へ申請し、証明書の交付を受けてください。証明書の申請窓口は、下記の問合せ先です。

【申込・問合せ先】 糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係 電話 025-552-1511